

○指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程

(昭和 47 年 8 月 7 日公安委員会規程第 4 号)

改正 昭和 62 年 6 月 1 日公安委員会規程第 1 号 平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号
平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号 平成 6 年 3 月第 2 号
平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 7 号 平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号
平成 9 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号 平成 12 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号
平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号 平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号
平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 5 号 平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号
平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号

指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程を次のように定める。

指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する指定自動車教習所(以下「教習所」という。)の政令で定める職員に対する講習(以下「講習」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施者)

第 2 条 講習の実施は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、法第 108 条の 2 第 3 項の規定により、公安委員会が他の者に委託したときは、この限りでない。

(実施基準)

第 3 条 講習区分別の講習時間は、次の表によるものとする。

講習区分	講習時間
教習指導員	9 時間
技能検定員	10 時間
管理者を直接に補佐する職員	6 時間

2 講習は、本部長が別に定める講習実施要領に基づいて行うものとする。

(講習の委託)

第 4 条 公安委員会が、講習の委託をする場合は次の各号に定める要件を備えているものに委託するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で、公安委員会が講習指導員として承認したものが置かれていること又は置くことができると認められること。

ア 年齢 25 歳以上の者で、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を受け、自動車及び道路の交通に関する事務を 3 年以上経験したものの

イ 年齢 25 歳以上の者で、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を受け、教習所で技能指導又は技能検定業務に 3 年以上従事したもの

(2) 講習を行うため必要な施設及び教材を調達できること。

2 講習指導員の承認を受けようとする者は、講習の委託を受けた者(委託を受けようとする者を含む。)を経由して公安委員会に申請しなければならない。

3 公安委員会が講習指導員の承認をしたときは、講習指導員承認書(様式第 1)を交付するものとする。

(報告)

第 5 条 公安委員会の委託を受け講習を行なう者は、講習の実施に関し、次の事項を公安委員会に報告しなければならない。

(1) 講習計画および受講者名簿

(2) その他講習に関する特異事項

(委託解除)

第 6 条 公安委員会は、次の各号に該当する場合は、講習の委託を解除するものとする。

(1) 講習の委託を受けた者が、第 4 条の委託条件に違反したとき。

(2) 講習の実施に関して、公安委員会の指導及び監督に従わないとき。

(3) 公安委員会において、委託の必要がないと認められる事情が生ずるに至ったとき。

(指導監督)

第 7 条 公安委員会は、第 4 条の規定により講習を委託した場合は、委託を受けた者に対し、委託条件の遵守状況等について常時監督するとともに、必要な報告を求め、講習計画、運用、講習内容等について、随時指導と助言を行なうものとする。

(講習の通知)

第 8 条 講習の通知は、指定自動車教習所職員講習通知書(道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)別記様式第 22 の 10)により教習所の管理者に対し行なう。

(受講者の指定)

第 9 条 前条の通知において、受講者が教習指導員及び技能検定員を兼ねている者であるときは、主として従事する業務につき、その講習区分に該当する講習を指定して通知するものとする。

2 教習指導員又は技能検定員である教習所職員が管理者を直接に補佐する職員である場合は、教習指導員又は技能検定員の講習のほか、管理者を直接に補佐する職員の講習も受講させるものとする。

(受講手続)

第 10 条 第 8 条の講習の通知を受けた教習所の管理者は、受講申込書(様式第 2)を公安委員会に提出しなければならない。

(講習修了証書の交付)

第 11 条 所定の講習を修了した者には、講習修了証書(様式第 3)を交付するものとする。
(文書の保存)

第 12 条 受講申込書は、運転免許課において 5 年保存するものとする。

附 則
(施行月日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 6 月 1 日公安委員会規程第 1 号)
この規程は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号)
この規程は、平成元年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 7 号)
この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号)
この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号)
この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号)
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号)
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 5 号)
この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。